

あなたの後期高齢者医療保険料を計算してみてください。

1. はじめに【所得割額】を計算します。

前年中の総所得金額等（※農業所得やその他の所得がある場合は足してください。）

（旧ただし書き所得）

□ 円 - 基礎控除額 33万円 = □ 円

○ 公的年金等に係る雑所得の速算表（65歳以上の方）

330万円未満の金額	-	120万円
330万円以上410万円未満の金額 × 75%	-	37万5千円
410万円以上770万円未満の金額 × 85%	-	78万5千円
770万円以上の金額 × 95%	-	155万5千円

◀ 賦課のもととなる金額 ▶

（旧ただし書き所得）

□ 円 × $\frac{\text{所得割率}}{8.30\%}$ = □ 円 小数点以下切捨て

①【所得割額】

□ 円

2. つぎに【所得割額】に【均等割額】を足します。

均等割額

被保険者均等割額	<u>40,907円</u>
○ 9割軽減の場合	4,090円
○ 8.5割軽減の場合	6,136円
○ 5割軽減の場合	20,453円
○ 2割軽減の場合	32,725円

②【均等割額】

= □ 円

均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額によって異なります。

※ 「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いた金額です。

（なお、遺族年金や障害年金は収入に含まれません。また、社会保険料控除や医療費控除などの「所得控除」は適用されません。）

※ 所得が公的年金の場合は、軽減判定の際15万円を限度として高齢者特別控除があります。

※ 「専従者控除」、「居住用財産が収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※ 所得申告がない場合は、軽減されないことがあります。

①+②【端数処理なし】

□ 円

3. 【所得割額】と【均等割額】の合計が【保険料】となります。

③【保険料（年間）】

① + ② = □ 00円

※ 100円未満切捨て。限度額は62万円。

【保険料の納め方】

○ 年金が2種類以上ある場合、介護保険料が特別徴収されている年金（基礎年金等）から差し引かれます。ただし、次の場合は特別徴収とはならず普通徴収となります。

- ・ 介護保険料が年金から引かれていない場合。
- ・ 介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が、介護保険料が特別徴収されている基礎年金等の額の2分の1を超える場合。

【夫婦2人世帯で、所得が年金収入のみの場合の保険料額の目安】

※配偶者のどちらかの年金収入が135万円（9割軽減は80万円）以下

年金収入（円）	軽減区分	保険料額（円）
800,000	9割	4,000
1,530,000	8.5割	6,100
1,680,000	8.5割	18,500
2,110,000	5割	68,500
2,230,000	5割	78,500
2,640,000	2割	124,800
2,680,000	2割	128,100
3,000,000		162,900
4,500,000		265,800
6,000,000		371,600
7,500,000		477,400
9,330,000		620,000

均等割額の軽減適用

賦課限度額